

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について  
(くろまぐろ(大型魚)兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業)

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業」の漁獲量等を公表する。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁獲量等の公表を行なう管理区分  
知事管理区分 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業  
(令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで))
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和4年1月25日現在)  
78パーセント(A/B)  
( 漁獲量(A): 4.876トン(速報値) )  
( 漁獲可能量(B): 6.2トン )